

あきる野市自殺対策推進計画について

1 計画策定の趣旨・背景・目的

全国の年間自殺者数は、平成10年に急増してから平成23年まで14年連続で3万人を超える状態が続いていました。このような状況に、平成18年に「自殺対策基本法」が、平成19年に「自殺総合対策大綱」が策定され、自殺対策が始まりました。

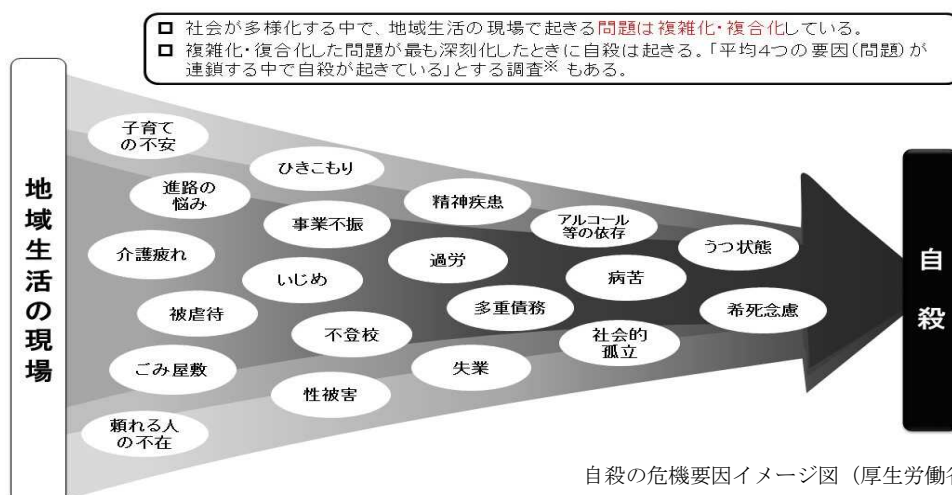
平成24年以降自殺総合対策により自殺者数は減少しましたが、依然として2万人を超えており、今なお非常事態が続いている。自殺対策基本法の施行から10年の節目に当たる平成28年には「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策を地域レベルで推進していくこととし、市町村に自殺対策計画の策定（法第13条関係）が義務付けられました。

また平成29年には「自殺総合対策大綱」が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されることを基本理念とし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に取り組んでいくことが掲げられました。自殺には多様かつ複合的な原因及び背景があることを踏まえ、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならないとされました。

このため、あきる野市においても、庁内及び関係団体等の連携のもと「生きることの包括的な支援」としてあきる野市自殺対策推進計画を策定し、自殺対策を推進することとなりました。

2 自殺につながる背景

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。



3 計画の位置づけ

- 自殺対策計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」で、当市の自殺対策を進めるための方向性や目的を定めるもの。
- 東京都の「東京都自殺総合対策計画」を踏まえたものであると同時に、あきる野市の「地域保健福祉計画」、「健康増進計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者福祉計画」など関連する計画と整合性を図り策定するもの。

4 計画期間

本計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

5 数値目標

次の数値目標が考えられます。

- 大綱における全国の数値目標は、自殺死亡率を平成27年と比較して平成38年（令和8年）までに30%以上減少させることとしています。
それに合わせ30%以上減少させることを目標とした場合の数値目標とする。
- あきる野市の人口規模では少ない人数の増減が率に影響されることが考えられるため、過去5年間の自殺率や自殺者数の平均値から減らすことを目標とする。

6 推進体制について

- 自殺対策基本法の「第2条 基本理念」には、「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない」とうたわれています。この趣旨を踏まえ、庁内で横断的な体制を整えるものとされ、全庁的な取組として自殺対策計画を策定すると決定してもらうことが重要となります。
・・・自殺対策庁内連絡会
- 保健、医療、生活、教育、労働等に関する相談機関等、様々な関係機関のネットワークづくりが重要であり、計画策定を機に協議会を立ち上げ、自殺対策を総合的に推進します。
・・・自殺対策推進協議会

注1 自殺対策基本法

自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を目的として制定された法律。法制化に向けて全国で署名活動が行われた。平成18年6月21日に公布、同年10月28日に施行。施行から10年の節目に当たる平成28年3月に改正、同年4月1日に施行された。

注2 自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成19年6月に初めての大綱が策定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に初めて全体的な見直しが行われた。大綱はおおむね5年を目途に見直すこととされたため、基本法改正の趣旨等を踏まえ、平成29年7月、新たな大綱が閣議決定された。